

事務連絡
令和4年3月22日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

麻しん施設別発生状況に係る調査について

標記調査につきましては、令和3年3月19日付け事務連絡「麻しん施設別発生状況に係る調査について」により実施しているところですが、令和4年3月21日～3月27日の報告分をもって今シーズンを終了し、翌週分（令和4年3月28日～4月3日）から新シーズンとして実施することとします。

つきましては、別紙実施要領及び別記様式「麻しん施設別発生状況」をご確認の上、引き続き感染症サーベイランスシステムによる報告をお願いします。

また、当課でとりまとめた情報は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条に基づき公表する予定ですので、ご了承ください。

なお、本調査は、学校保健安全法第18条に基づく学校の設置者から保健所への連絡について、その内容を各都道府県及び各指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課においてとりまとめの上、当課に対して報告するものであり、各学校においては特段の作業等が生じるものではありません。この旨を文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課を通じて各学校所管部局へ周知を依頼していますことを申し添えます。

【担当】

厚生労働省健康局結核感染症課
感染症情報管理室情報管理係
電話：03-5253-1111(内線2035)
E-mail:jyouhoukanri@mhlw.go.jp

(別紙)

麻しん施設別発生状況に係る調査実施要領

- 調査は別記様式に記載の項目について行うこととします。
- 各学校より最寄りの保健所に対して連絡（学校保健安全法第 18 条）のあった麻しんによる休校等の情報を、各都道府県及び各政令指定都市の衛生主管部局感染症対策担当課において別記様式によりとりまとめの上、感染症発生動向調査システム(以下「NESID」という。) 「厚生労働省指定疾病報告機能」により報告することとします。
- 2022 年第 13 週（令和 4 年 3 月 28 日（月）から 4 月 3 日（日）まで）に係る報告から新シーズン分として入力してください。
- NESID への入力は翌週火曜日までに完了させてください
- 休校等の報告がない場合も必ず毎週「0」と NESID に入力を行ってください。
- 大学のキャンパス単位での休講等については、「休校」に分類してください。その他、計上方法について不明な点は、結核感染症課情報管理係あてご照会ください。
- システムに関するご質問は NESID ヘルプデスクへお願いいたします。

【NESID ヘルプデスク】

メールアドレス : nesid-helpdesk@toshiba-sol.co.jp

※ 各学校におかれましては、特段の作業はありません。